

2026 年度 地域子育て支援事業計画

1. はじめに

当法人は、中長期計画において「地域の子育て支援の取組みの拡充」および「地域貢献事業の模索」を重要課題として位置付け、積極的に取り組んでいる。

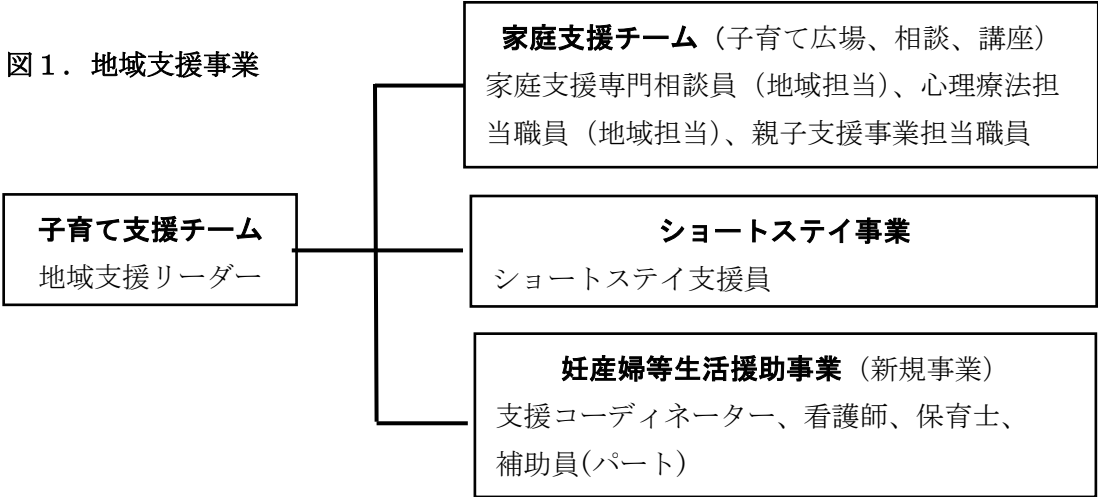
2023 年度には、ショートステイ事業が B 棟へ移転し、生活環境が整備されたことで、受け入れ体制の安定化および関係機関との連携強化が図られた。一方で、病児対応や時間外の利用希望など、現場において判断が難しい事例も増加している。これらの例外的な対応について明確な方針を定めることが、職員および利用者を守るための今後の課題である。

また、2025 年度の受託を目指していた「妊産婦等生活援助事業」については、無事に受託が決定し、9 月 1 日より事業を開始した。これまで乳児院で培ってきた専門性を活かし、より高度な支援を提供する役割を担うこととなった。2025 年度は本格的な事業実施に向けた準備期間と位置付け、関係機関への挨拶や事業説明を通じて周知活動に取り組み、地域のニーズを徐々に把握しつつある。

妊産婦支援という母子支援の新たな領域に参画することにより、地域における乳児院の信頼性および必要性のさらなる向上を図るものである。

2. 基本方針

図 1. 地域支援事業



(1) 地域とのつながりを大切に

地域の家族が安心して利用でき、職員との信頼関係が築ける施設にしていこう。
連携して取り組むことでショートステイ事業、子育て支援に対する知識を深める。

(2) 利用者支援

利用者（児）が安心して楽しく過ごし、元気に帰ることができるよう支援する。
保護者が安心してお子さんを預けることができるよう環境を整える。

受け入れ時やお迎え時には、保護者とのコミュニケーションを十分にとりながら子育てを共有していく。ショートステイの利用者に子育て広場の案内をする
感染症予防に努め、利用児と入所児の健康を守るよう努める。

（３）職員の質の向上と体制の安定化

会議での情報共有などを行ない、全員が同じ対応ができる様積極的に取り組んでいく。
地域担当の家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、育児指導担当職員などと協力協働して事業を進めていく。

職員それぞれが視野を広げ専門性を高めていく。

（４）地域ボランティアとの共同

地域の幅広い人的資源を活用し、地域との交流を目指す。

（５）地域関係機関との連携・ネットワークの構築

町田市のネットワーク事業、子ども家庭支援センター、地域の子育てひろばなどとの連携に取り組む。

自立援助ホームの入所児への心理療法及び面接、職員への助言・研修・ケース検討等の支援を行う。

（６）職員体制の整備

独立した部署としての取組みを推進するため、引き続き地域支援リーダーを配置し、子育て支援機能全体の統括を行う。また、新たに開始された妊産婦等生活援助事業と連携し、円滑な協力体制を構築する。

（７）事業拡大について

近隣自治体からの乳児ショートステイ等の子育て支援事業の受託拡大に取り組むとともに、既に受託している自治体のニーズを踏まえ、利用枠の拡充の必要性について働きかけを行っていく。また、妊産婦等生活援助事業においては、事業説明および周知活動を進めながら、関係機関との情報共有を密に行い、連携体制の強化を図る。

３．ショートステイベビー・ＣｏＣｏ

中長期計画において新規受託を拡大することを方針としているが、既に受託している自治体の利用ニーズが増えていることから利用枠の拡充について近隣市の担当者と懇談した。また、関係機関との協議によりマイナ保険証への切り替えに伴う保険証の預かり方法を確立する。

ショートステイは、利用者（児）を単に、安全安心に一定期間子どもを預かるだけでなく、この期間の中に子どもと親子をアセスメント（客観的な評価と分析）し、どのように関ることが有効かを見出し、それを子ども家庭センターに伝え、在宅支援の質的向上に協力する取組みが重要になる。

（１）定員・職員配置

① 定員 町田市 １人 世田谷区 １人 八王子市 １人

要支援家庭を対象とするショートステイ 町田市 １人

② 職員配置 ７人（ショートステイ支援員を含む）

（３）利用について

- ① 受入れ時間及び終了時間は、９時～翌日１６時００分とする
- ② 送迎は行わない
- ③ 病児は基本利用ができない
- ④ 対象年齢は、生後３か月から３歳未満（町田市は２歳未満）
- ⑤ セーフティネット機能とアセスメント機能があることを理解し、定員にゆとりがある場合、緊急の申し込みの受入れも行う
- ⑥ 利用児は、ショートステイ用の CoCo ホームで受け入れる。
- ⑦ 利用後は各自治体に状況を報告する
（利用時間、利用料などの自治体間のサービスの格差の調整に取り組む。）
- ⑧ 日帰り利用（世田谷区） 宿泊利用に不安がある利用者の「試し利用」が目的。

（４）運営について

- ① 地域支援会議の実施
 - ・本事業の円滑な運営を図るため、定期的に地域支援会議を開催し、実施状況や今後の予定等の確認・検討を行い、内外の調整を図る。また、必要に応じて臨時開催も行う。
 - ・会議の内容は、事業の進捗状況報告、課題の検討、特に配慮を要するケースの情報共有、連絡協議会の報告、院内学習会の企画・提案等とする。
 - ・妊産婦等生活援助事業との情報共有についても、必要に応じて実施し、連携を図る。
- ② ショートステイ関係者連絡会の実施
 - ・各子ども家庭センターと定期的に連絡会を開催し、本事業の円滑な運営および内容の充実を図る。
- ③ 利用者ニーズに応じた受託の拡充に取り組む。
- ④ 業務の標準化とミス防止の対策
 - ・新任職員および異動職員に対する教育体制を強化し、経験の浅い職員であっても質の高い連携が可能となるよう支援する。
 - ・「暗黙知」を言語化・マニュアル化することにより、誰が担当してもミスが発生しない仕組みを構築する。
- ⑤ ショートステイ事業における対応ルールの明確化
 - ・病児対応、時間外の電話対応、サービス外の要望に関して、受け入れの可否を判断する明確な基準(マニュアル)を作成し、職員間での判断のばらつきを防止する。
- ⑥ 安全管理体制の強化
 - ・「意識の共有」といった精神論にとどまらず、具体的な行動指針や職員配置の明確化を通じて、安全管理体制の実効性を高める。

４．親子支援事業

自治体及び関係機関等と連携し、地域における要支援家庭、養育家庭、特別養子縁組家庭等の親子に対し、家庭訪問や電話相談、来院（子育てひろば）等により以下に掲げる支援を実施する。

- ・子どもの発達段階に応じた育児相談

- ・育児・養育、生活に関する相談支援
- ・子育て支援サービス等の情報提供や関係機関への接続等の支援
- ・その他、親子支援に資する取組

（１）家庭訪問、電話相談

当院では入所児以外への子育て事業として、子育てひろばやショートステイ事業を実施している。地域の親子支援事業に係わる家庭支援専門相談員と心理療法担当職員を配置していることを生かした子育て支援に取り組んでいく。地域の要支援家庭等への相談・支援なども今後の取組み課題とする。

事業を進めていく上で必要なのは、地域の関係機関との連携の構築であり、地域の特色、子育て支援のニーズや現状を把握することである。

<目標>

1. 町田市ネットワーク会議に出席して地域での要支援家庭の把握や各機関との連携作りに努め、地域の子育て家庭の社会資源となるよう独自の家庭訪問などの支援方法を探っていく。
2. 当院を退所した里親家庭等の家庭訪問や子育てひろばやショートステイ送迎時の保護者との対面の相談、また電話相談も行っていく。

（２）子育てひろば

自治体からの補助金は受けていないことから、当法人の独自の運営となる。その為、居住地に縛られることなく利用が出来る。例えば、隣接する他市からの利用者、自治体を跨いで当院からの退所児の家庭などの利用が出来る。退所児家庭の利用に関して今はまだ多くはないが、当院のアフターケアの場として、また地域の養育家庭、特別養子縁組家庭への見守り支援の場としても利用できることは乳児院としても大きなメリットである。

また、乳児院の入所児の養育看護を担っている保育士や心理士、看護師や栄養士、それぞれの特性を活かした助言や講座を企画する。パンフレットや、掲示板で開催案内を掲示し、木製玩具を中心に適宜おもちゃを入れ替えながら利用者が安心できる環境づくりを行なうことで地域の親子の居場所、交流の場としての定着を継続的に維持していく。地域に密着し支援を行うため、地域で開催している子育てひろばとも連携をとる。

毎週火・木曜日の実施を継続し、内容の充実を図っていく。子育てひろばを開催するにあたり、感染症対策も配慮をして実施する。

<目標>

1. 0歳から3歳までの親子が安心して伸び伸びと遊べる場、子育てをする仲間と出合い、分かち合える場の提供
 - 気兼ねなく集える場の提供
 - 子育て経験や体験を通じて、親同士が学びあえる場の提供
 - 親自身が主体となれる場、人との関係性を育める場の提供
 - ・子どもが遊ぶ環境を整えるとともに、安心・安全に過ごせる環境づくりを行う。

2. 子育て相談が出来る場の提供

○子育てについての悩みや相談に関して、スタッフに気軽に相談が出来る場の提供

- ・職員は利用者を分け隔てすることなく、誰にとっても身近な相談相手であり理解者でいなければならないことを理解し、そのように努める。また、家庭支援専門相談員と心理療法担当職員を配置した相談体制を生かした取組みを進める。
- ・書籍や資料などを使い、より保護者に分かりやすい説明を心掛ける。

3. 子育てに関する情報の提供

- ・町田市が発行している町田市子育てひろばカレンダーや各機関のリーフレット等により、地域の子育てひろばや支援機関の情報提供を行う。また、当院が行っているショートステイに関しても、リーフレットで案内を行う。

4. 子育てに関する相談会、講座の開催

○当院の保育士、栄養士、看護師、また外部の講師の招聘による相談会や講座の実施。

- ・個別の悩みに対応できるような当院の専門職（保育士、看護師、栄養士）による相談会や全体に向けた講座の開催、外部の講師の招聘による講座の開催を行うため、ひろばに遊びに来る母のニーズを普段から察知できるように努め、よりニーズに合ったものの企画を立案していく。

○マタニティサロンを開催する

- ・妊娠期からの切れ目のない支援を行うため定期的に月 1 回実施する。広報活動を行い地域に広く周知していく。初めて利用してみようと考えている妊産婦の乳児院への不安や抵抗感をどのように軽減できるかを考え、気軽にひろばに遊びに来られるような案内や内容を探っていく。

5. 地域のネットワーク会議などとの連携強化

- ・地域ネットワーク会議や子育て支援広場との連携を強化していく。

5. 妊産婦等生活援助事業

令和 7 年 9 月 1 日より開始された妊産婦等生活援助事業において、令和 7 年度は準備期間と位置づけ、環境整備、リーフレットの作成、関係機関への事業開始の周知および事業内容の説明に注力した。院内においては見学会および説明会を実施し、予想を上回る参加があり、本事業に対する高いニーズを実感するに至った。

各自治体においても、困難を抱える妊産婦の事例は少なくないとの声が寄せられており、当事業所の支援内容や活用可能性について、多くの期待を込めた質問が寄せられた。宿泊を伴う支援に対する要望も強く寄せられたが、現時点における「実施可能な支援」と「実施困難な支援」を明確に示した上で、今後の課題として検討を進めていく必要がある。

関係機関への周知が進むにつれ、支援に関する問い合わせや実際の支援につながる事例が増加する兆しが見られる一方で、現段階では体制整備が十分とは言えず、寄せられる期待に応えきれない可能性も懸念される。

こうした状況を踏まえ、今後は本格的な事業稼働に向けて、職員体制の構築および担当職員のスキル向上を図るとともに、現時点で実施可能な支援を丁寧に積み重ねることにより、よりの確にニーズを把握し、事業の着実な展開につなげていくことが求められる。

①対象者：以下のいずれかに該当するもの

- ・妊娠中または出産後一年以内の女性
- ・育児に不安や困難を感じる母親（例：産後うつ、育児知識不足）
- ・経済的困窮（生活保護受給世帯等）、精神疾患（うつ病、統合失調症等）、DV 被害により育児環境が整わない家庭
- ・医療的な支援が必要な乳児（低出生体重児、発達遅延の懸念等）の養育者
- ・地域で孤立する子育て家庭（近隣に親族・支援者が不在等）

優先順位：児童相談所や行政から緊急性の高いケースとして紹介された者を優先

②支援内容

・相談支援

妊娠に関する相談や出産後の育児に関する相談等について、電話・メール・SNS（インスタグラム）を通じて受け付け、ご希望に応じて来所または訪問による対応も行う。また、「育てたいが育てることが難しい」と感じている方や、特別養子縁組を希望される方に対しては、それぞれの状況に応じた最善の方法を共に考え、丁寧な支援に努めていく。

・付き添い支援

行政機関での各種手続きや医療機関への受診等に際し、必要に応じて職員が同行し、それに伴う送迎も実施。

・生活支援(通所型)

日用品や食事の提供、日中に安心して過ごせる居場所の提供に加え、育児や沐浴の方法等について、分かりやすく丁寧に伝える。

・生活支援(入居型)

本事業における生活支援は、妊産婦が安心して出産・育児に臨めるよう、妊娠期から産後にかけての各ステップに応じた切れ目のない支援を提供することを目的とする。特に、出産前後の不安定な時期における居場所の提供と、育児に関する実践的な支援を重視していく。

【産前支援(妊娠期)】

妊娠期には、通所による居場所の提供や家庭訪問等アウトリーチの支援を通じて、妊産婦の心身の安定を図る支援を行う。個別の状況に応じて相談支援や、出産・育児に向けた準備のサポートを実施し、安心して出産を迎えられるよう支援体制を整える。

【出産後支援】

乳産後の支援についても、通所による居場所の提供や家庭訪問等アウトリーチの支援を通じて乳児院の強みを活かし、育児手技の指導、母親の生活支援、心身のケア、自立に向けた支援を行う。

・退所支援

母の意向を尊重し寄り添った支援を行う。

＊元居住地に戻れる場合は支援終了。

＊養育困難の場合は特別養子縁組の提案、または、乳児院への入所を提案し母の生活基盤整備の支援を行う。

・**miraitoの支援体制づくりとこれから**

現時点で可能な支援の枠組みの中で、着実に実績を積み重ねていく。

また、入居による支援の実施に向けては、東京都の方針に沿った支援が展開できるよう、引き続き法人関係者と相談を重ねながら、現場の声を反映させるための働きかけを行っていく。

準備と体制を整え、令和9年度以降の実施を目指す。

・**心理相談**

必要に応じて対象者の話に耳を傾け、心理士の専門的な視点から、状況に応じた適切な支援を行う。

・**法律相談**

金銭トラブルや妊娠・育児に関する相談が必要な場合には、弁護士による適切な支援をおこなう。

・**その他**

困りごとについて共に考え、必要に応じて適切な支援を行う。

③実施体制

・支援コーディネーター（1名）

管理者として、全体の運営管理および関係機関との連携・調整を担う。また、支援計画の策定や相談支援、ケースの統括的な管理を行う。

・看護師又は助産師又は保健師（1名）

対象者の健康管理や医療的支援を行うほか、必要に応じた同行支援や育児に関する指導を行なう。

・保育士又は母子支援員

対象者に対する生活支援や育児の補助を行うとともに、必要に応じて同行支援を行う。

・補助パート職員（1～2名）

支援コーディネーター、看護師、保育士等の直接処遇職員の業務負担を軽減するための補助的業務を担う。

④他機関(団体)との連携

- ・妊産婦の宿泊支援の実績を有する民間団体と連携し、産前産後のステップに応じて支援の場を切り替える方式で運営できる体制を構築する。

⑤研修計画

- ・支援員の質の向上に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

(1)ビジョン、ミッション、課題意識の共有

(2)妊産婦のヘルスケア・妊産婦等の支援

(3)社会的養育について

(4)支援計画について

- ・研修の他、ノウハウや豊富な事例知識をもつ外部講師によって実際の事例をもとにした定期的なスーパーバイズを受ける。

項 目	頻度	概 要
定例ミーティング	月 2 回	・ 振り返りと予定の確認 ・ 辞意用事項の検討、決定 ・ 妊産婦の様子や変化などの共有
事例検討の場	適宜	・ 具体事例に関して情報共有、支援の検討 ・ 必要に応じ、関係機関等も含める
緊急対応ロールプレイング	四半期	・ 万が一の事態に備え、正確な知識の理解対応への準備を目的として一定頻度でその内容を確認
個別面談	年 1 回	・ 管理職と支援員の個別面談 ・ 思いや考えを聞く機会 ・ 力を発揮でき、働きやすい環境づくり
支援計画の見直し	見直し 時期に 合わせて	・ 定期的な評価を基に、目標の評価、再検討を行う

⑥運営について

- ・ 本事業の円滑な運営を図るため
定期的にミーティングを開催し、実施状況や今後の予定等の確認・検討を行うとともに、関係機関との連携を含めた内外の調整を図っている。また、必要に応じて臨時に開催する。
- ・ 利用者に関わる支援内容や日々の様子等について、関係機関との情報共有の効率化を図りつつ、適宜必要な情報を共有することで、支援の質の向上および連携体制の強化に努めている。また、児童相談所や母子生活支援施設等の関係機関との連携を促進し、虐待防止に向けた啓発および早期発見にも取り組む。
- ・ 事業内容向上への取り組み
職員一人ひとりが自己研鑽に努めるとともに、OJT や日々の振り返りを通じて実践力の向上を図る。また、ケアワークに関する専門的知見を有する有識者によるスーパーバイズや各種研修を活用し、事業内容の充実と質の向上に取り組む。
- ・ 現時点で実施可能な支援を一つひとつ丁寧に積み重ねることにより、よりの確に利用者のニーズを把握し、それに的確に応えるための体制構築に取り組む。

⑦地域支援連携図

- ・事業はことなるが、支援対象が重なる部分については連携し、色々な形で協力体制をとる。

